

覺書 記

一 工場解散手當トシテ日給一ヶ月分宛テ支給シ高賃掛
金未收入分(但日給十日分ノ範圍)ヲ支給スルコト
二 爭議中一切ヲ含シ金百五十日也ヲ支給スルコト
三 本工場ニ於テ再ヒ作業ヲ開始スルトキハ從來ノ職工
モ雇入ルコトヲ約スルコト
四 爭議中ノ問題ニ甘刑事問題等ヲ起シタルトキハ責任
ヲ以テ示談スルコト

右契約ス

昭和四年六月三十日

工場主 岩内善作 (印)
小坂與三 (印)
加藤 (印)
皇誠團代表 稔 (印)



労働第一一三四號

昭和四年六月廿八日

警視總監長 岡隆一郎

内務大臣 望月圭介 殿

社會局長 官 殿

各府縣知事 殿

大阪京都神奈川兵庫

極東硬質硝子工業所労働爭議ニ関スル件 (第一報)

要旨 工場主ハ職工二七一名ヲ使用シ電球用硝子製造ヲ爲シアリシガ事

業縮少ク爲リ職工四名ヲ解雇ス

被解雇職工ハ關東合同労働組合在任支部員ヲ依頼シ復職ヲ嘆

願ス

府下大崎町相ヶ谷六〇五番地極東硬質硝子工業所ハ長